

北上市文化芸術基本条例

解説

□条例の構成

前文

第1条（目的）

第2条（定義）

第3条（基本理念）

第4条（市の役割及び責務）

第5条（市民の役割及び責務）

第6条（文化芸術を行う者の役割及び責務）

第7条（教育に携わる者の役割及び責務）

第8条（基本的施策）

第9条（文化芸術推進基本計画）

第10条（推進会議）

前 文

文化芸術は、人々の創造性を育み、感性を豊かにし、安らぎや潤いをもたらすものであり、活発な文化芸術活動は、まちに新たな息吹を与え、互いに共感し合う心を通じて多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものとして重要な意義を持つものです。また、文化芸術基本法においては、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を認識するとともに、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとし、まちづくりに生かすことが示されています。

北上市は、古くから交通の要衝として、人、物、情報が行き交う歴史の中で、進取の気風と多様性に対応した風土が生まれ、特有の文化が創造されて今に至っています。このような背景の下、多様な交流により独自の文化を発展させてきた歴史と共に築かれた豊かな文化を将来にわたり継承し、発展させるとともに、新たな文化芸術の創造を促進していく必要があります。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにし、その方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

【解説】

文化芸術を生かしたまちづくりの基礎となる条例であることから、前文を設けて文化芸術が必要とされる背景や条例の目指す方向や決意について述べたものです。

第 1 条 目的

（目的）

第 1 条 この条例は、北上市における文化芸術に関し、基本理念を定め、市並びに市民、文化芸術活動を行う者及び教育に携わる者（以下「市民等」という。）の役割及び責務を明らかにし、文化芸術を生かしたまちづくりを推進することにより、心豊かな市民生活及び魅力ある活力に満ちた地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

この条例を制定する目的を定めています。

文化芸術における施策の推進をまちづくりに位置付け、「心豊かな市民生活」と「魅力ある活力に満ちた地域社会の実現」を目的としているものです。

この目的を達成するために、基本理念と市並びに市民、文化芸術活動を行う者、教育に携わる者の役割及び責務を明らかにすることを明記しています。

第2条 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第13条までに規定する芸術、芸能、生活文化等をいう。
- (2) 文化芸術活動 文化芸術を創造し、享受し、若しくは継承し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民 市内に住む者、市内で働く者及び学ぶ者並びに市内に事業所を置く事業者及び市内でまちづくり活動をする団体をいう。
- (4) 文化芸術活動を行う者 市内で文化芸術活動を行うものをいう。
- (5) 教育に携わる者 市内で教育又は保育に携わるものをいう。

【解説】

この条例で規定する用語の意義を定めています。

(1) 文化芸術

文化芸術基本法第8条から第13条までに示されている文化芸術の領域と同様です。

芸術	(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術)
メディア芸術	(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器を利用した芸術)
伝統芸能	(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の伝統的な芸能)
芸能	(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能)
生活文化	(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)
国民娯楽	(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)
文化財	(有形及び無形の文化財並びにその保存技術)
民俗芸能	

(2) 文化芸術活動

文化芸術を創造すること、参加すること、鑑賞すること、継承すること、これらの活動を支援する活動を指します。

(3) 市民

北上市自治基本条例の市民の定義と同様です。

(4) 文化芸術活動を行う者

市内で文化芸術活動を行うものを指します。

(5) 教育に携わる者

市内で学校教育、家庭教育、社会教育又は保育に携わるものを指します。

第3条 基本理念

(基本理念)

第3条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重され、市民等による多様な文化芸術活動が促進されるとともに、地域文化と芸術産業の発展が図られるよう配慮すること。
- (2) 年齢、性別、障がいの有無、国籍、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、等しく多様な文化芸術活動を行うことができる環境の整備を図ること。
- (3) 豊かな風土及び歴史に培われてきた本市の伝統的な文化を次代へ継承し、文化芸術を生かした魅力ある都市アイデンティティの形成に努めること。

【解説】

文化芸術に関する施策の推進に当たって、基本的な考え方について「基本理念」として定めています。

(1) 文化芸術の振興

文化芸術活動を行う者の自主性、創造性を尊重し、幅広い分野に及ぶ文化芸術の多様な活動が促進されるとともに、文化芸術資源の活用により地域文化の発展や芸術産業の経済波及効果の拡大が図られるよう配慮するという考え方です。

(2) 文化的人権の保障

平等・公平の観点から、すべての市民の文化的人権を保障し、文化芸術に関わる環境の整備を図るという考え方です。

(3) 都市アイデンティティの形成

本市の歴史と伝統的な文化を尊重し、次代に継承し発展させていく重要性を示すとともに、魅力あるまちの個性の形成が必要であるという考え方です。

第4条 市の役割及び責務

(市の役割及び責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市は、国、岩手県その他の地方公共団体及び関係機関等と連携を図り、文化芸術に関する施策を推進しなければならない。

3 市は、市民等と相互に連携し協働することにより、文化芸術を生かしたまちづくりを進めなければならない。

【解説】

市の役割と責務について定めています。

文化芸術の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。推進に当たっては、国、岩手県及び関係機関等と連携を図りながら進めることが必要です。また、市民等と協働することにより、文化芸術を生かしたまちづくりを進めていきます。

第5条 市民の役割及び責務

(市民の役割及び責務)

第5条 市民は、多様な文化芸術が生み出す価値を尊重し、文化芸術活動に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民の役割と責務について定めています。

多様な文化芸術の生み出す価値を理解し、尊重することで、文化芸術活動に協力するよう努めることを役割としています。

第6条 文化芸術活動を行う者の役割及び責務

(文化芸術活動を行う者の役割と責務)

第6条 文化芸術活動を行う者は、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術活動を担う人材の育成に努めるものとする。

【解説】

文化芸術活動を行う者の役割と責務について定めています。

文化芸術活動を行う者は、自らが文化芸術の担い手として自主的、主体的に文化芸術活動に取り組むだけでなく、文化芸術活動を担う人材を育成するという役割も文化芸術を推進する上で欠かせないものと考えます。

第7条 教育に携わる者の役割及び責務

(教育に携わる者の役割及び責務)

第7条 教育に携わる者は、文化芸術に関する教育を通じて、乳幼児、児童、生徒等の感性を育み、文化芸術に触れる機会の充実を図るとともに、表現力を高め創造力を豊かなものにするよう努めるものとする。

【解説】

教育に携わる者の役割と責務について定めています。

教育における文化芸術活動は、子どもたちの人格形成や、感性、創造性を育む上で重要なことから、文化芸術に触れる機会の充実にとどまらず、表現力を高め創造力を豊かにすることについても規定しています。

第8条 基本的施策

(基本的施策)

第8条 市民等及び市は、基本理念に基づき、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 市民等による多様な文化芸術活動が促進され、文化芸術活動を行う者のなりわいとなるような「元気なまち」にするための施策
- (2) 青少年、高齢者、障がい者等が行う文化芸術活動に配慮した「優しいまち」にするための施策
- (3) 文化財、特に民俗芸能の保存、継承及び活用並びに新たな文化芸術の創造が市民等の誇りとなるような「魅力的なまち」にするための施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術に関する必要な施策

【解説】

基本理念に基づいて、市民等と市が推進していく施策について定めています。具体的な内容については、基本計画に盛り込みます。

- (1) 多様な文化芸術活動を行う機会が促進されることで、地域文化の発展や芸術産業において経済が活性化されるような「元気なまち」にするための施策を進めます。
- (2) 社会包摂の観点から、社会的に孤立や困難を抱えている人に対し、社会参加の機会を促すため、文化芸術の鑑賞、参加、創造する機会の充実を図り、格差のない「優しいまち」にするための施策を進めます。
- (3) 今まで受け継がれてきた地域の特色ある文化資源を保存、継承及び活用することや、新たに創造された文化芸術が、地域への誇りと愛着を感じることでできる「魅力的なまち」にするための施策を進めます。
- (4) その他文化芸術に関する専門的人材の確保及び育成、文化施設の整備及び活用、情報の収集及び発信など文化芸術に関して必要な施策を進めます。

第9条 文化芸術推進基本計画

(文化芸術推進基本計画)

第9条 市は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術推進基本計画（以下、「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市は、基本計画を定めるに当たっては、広く市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるものとする。

3 市長は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

【解説】

基本的施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定することについて、定めています。

基本計画は、総合計画の分野別の計画として位置付けられるもので、この条例とともに文化芸術に関する施策を推進する上で拠り所になるものです。また、基本計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映させることが必要であると考えます。

第10条 推進会議

(推進会議)

第10条 文化芸術に関する基本的施策の推進及び達成状況の評価を行うため、北上市文化芸術推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の設置について必要な事項は、規則で定める。

【解説】

文化芸術に関する基本的施策の推進及び達成状況の評価を行うため、推進会議を設置することについて定めています。

施策の評価に当たっては、市民を含む附属機関の設置が望ましいことから、設置について規定しています。また、推進会議の設置について必要な事項は、規則で定めることとしています。